

覚 書

「大阪大学と豊中市との連携協力に関する包括協定書」に基づき、とよなか都市創造研究所（以下「甲」という。）と大阪大学大学院工学研究科（以下「乙」という。）は、甲における公共施設の有効利活用に向けた研究（以下「地域政策研究」という。）を共同して実施することに限り、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が連携して実施する地域政策研究について、必要な事項を定めることを目的とする。

（研究対象）

第2条 地域政策研究は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 甲における市民の行動特性からみた集会機能の再編に向けた研究に関すること。
- （2） その他、社会変動に対応した公共施設体系の整備にかかる研究に関すること。

（研究体制）

第3条 甲が選任する職員並びに乙が選任する研究者及び大学院生等で地域政策研究会を組織し、地域政策研究を行う。

- 2 甲は、前項の乙が選任する研究者と協議し、合意を得た上で、前項の大学院生等に対して研究及び業務に従事するよう指示を行うことができる。
- 3 地域政策研究会の総務事務は、甲において行うものとする。

（役割分担及び業務）

第4条 甲は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- （1） 基礎データ及び行政情報の提供
- （2） 研究報告書の作成及びホームページなどを通じた研究成果の発表

2 乙は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- （1） 調査研究における学術的な助言及び指導
- （2） 研究論文の執筆及び学会等における研究成果の発表

（費用負担）

第5条 地域政策研究の実施に必要な費用については、次の各号に掲げるとおり甲及び乙が負担するものとする。

- （1） 第4条第1項及び第2項に規定する業務の実施にかかる作業経費等
- （2） 前号に定めるもののほか、費用負担については、必要に応じて協議し、決定する。

(保険の加入)

第6条 乙は、大学院生等の研究活動中の事故に備え、適切な保険に加入するものとする。

(守秘義務)

第7条 乙の研究者及び大学院生等は地域政策研究にかかる業務で知り得た秘密を漏らしてはならない。地域政策研究の終了後においても同様とする。ただし、調査研究に関する情報発信に必要な場合等においては、あらかじめ甲の同意を得たうえであれば、その限りでない。

(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、締結日から平成20年(2008年)年3月31日までとする。

(定めのない事項の処理)

第9条 この覚書に定めるもののほか、地域政策研究の実施について必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、この覚書2通を作成し、甲、乙が署名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年(2007年) 6月 1日

甲 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市
市長 浅利 敬一郎

乙 大阪府吹田市山田丘2番1号
大阪大学大学院工学研究科
工学研究科長 豊田 政男